「老朽危険空き家の解体」をお手伝いします。

老朽危険空き家対策事業

近年、市内では長年にわたり適正に管理されていない老朽化した空き家住宅が見受けられ、周辺の方々に不安を与えており、市の担当窓口などに、その問い合わせも増えています。

市では現場を調査し、危険な家屋であれば所有者に修繕や解体などを行うよう指導しています。 住宅の修繕・解体は基本的に所有者が行うことですが、その所有者が亡くなったり転出した場合 修繕や解体の費用を捻出できなかったり、また相続についても土地・建物の所有権が複雑なため 手をつけられずにしているケースもあるようです。

しかし、老朽化した空き家住宅をそのまま放置しておいては、防災面や衛生面で、地域の安全な 生活環境を維持することができない・・・・。

地域、所有者のそれぞれ抱える問題を解決するため、老朽危険空き家対策事業に取り組んでいます。

◎ 事業の大まかな流れ

所有者や市民から、地域にある老朽危険空き家の情報を受付ます

情報を基に、市が空き家の危険度や周辺の状況などを調査し、事業の対象となる老朽危険空き家を選定します

所有者に解体の意志や、土地・建物を市に寄附できるかなどの 意向を確認します

NO

YES

所有者などに適正な自己管 理を指導します 除却後の土地の管理などを 地元と協議します

建物の解体を正式に決定し、所有者や地元住民に通知します

解体工事を開始します

整備した公共空間を、地元住民で維持管理します

◎ 老朽危険空き家の情報をお知らせください。

一定の要件をみたす場合には、 山形市が老朽危険空き家住宅を 除却することができます。

主な要件

- ① 住宅の建ち並んでいる場所にある空き家住宅で、長年にわたり使用されず老朽化し、周囲に危険を及ぼしているか、または及ぼす可能性があること。
- ② 所有者から土地と建物が山形市に寄附または無償譲渡されること。
- ③ 整備した公共空間を地元住民で日常的 に維持・管理できること。
- 4 所有者が市税を完納していること。

申し込み・問い合わせ 管理住宅課 住宅整備係 内線471

老朽危険空き家を放っておくとこんな危険が・・・



隣りの家に倒れたり、通行人に 危害を与えたりします。



台風などで屋根が飛び、周囲の家を傷つけたりします。



不審火や火災の危険があります。